

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月12日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自2021年4月1日至2021年6月30日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 達彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5810
【事務連絡者氏名】	業務執行役員 管理本部長 佐藤 哲
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5810
【事務連絡者氏名】	業務執行役員 管理本部長 佐藤 哲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期 累計期間	第41期 第1四半期 累計期間	第40期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	2,084,551	2,511,077	10,681,077
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	99,202	104,759	150,434
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	277,191	120,508	67,624
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,157,197	5,160,667	5,344,078
総資産額 (千円)	9,897,069	9,583,475	9,151,391
1株当たり四半期(当期)純損失 ( ) (円)	58.95	25.63	14.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	20.00
自己資本比率 (%)	52.1	53.8	58.4

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当第1四半期累計期間における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについては、ある一定の仮定を置いた上で会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。

その内容につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 追加情報」に記載の通りであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期の国内景気は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、業種による好不調の差がますます鮮明になりました。小売業界では、数度に亘る緊急事態宣言発出等により、該当地域の百貨店や大型商業施設などが一部休業や時短営業を実施したこともあり、持ち直しつつあった消費者マインドに足踏みがみられる中、外出自粛の継続も併い集客が難しく、実店舗での経営は依然として厳しい状況で推移しました。

#### ( 直営店商品販売事業 )

ハウス オブ ローゼ直営店事業は、緊急事態宣言発出等に伴い、該当地域の店舗が一部休業や時短営業となりました。その間、本部を中心としてお客様から電話で商品受注するなど対応に努める一方、営業店舗ではコロナ禍でお客様の肌に「触れる」接客が制限される中、接客力の強化及び販売施策の充実を図りました。その結果、コロナ禍に対応した商品や販売強化商品であるコンセントレートクリーム等は好調に推移しましたが、店舗休業等で客数が伸び悩みました。前年同期が最初の緊急事態宣言により4～5月にほぼ全店が一時休業し売上高が急減したため、当事業売上高は前年同期比20.1%増となりました。

ネット通販事業は、前年同期が店舗休業により売上高が急伸した反動で、今期の売上高は前年同期比17.2%減となりましたが、計画値は上回ることができました。新客売上は前年同期より減少したものの、受注体制を強化することで処理能力が向上し、さらにサイトの充実によりリピート売上は順調に増加しました。またAmazonモール売上が好調に推移しました。

他の直営店商品販売事業を加えた当事業売上高は19億11百万円（前年同期比13.8%増）となりました。一方経費面で、休業期間中のスタッフ人件費及び店舗家賃相当額の特別損失計上額が前年同期より大幅に減少したこと、及びネット通販が体制強化に伴うコスト増により利益が減少したこと等により、当事業の営業損失は1億4百万円（前年同期は営業損失26百万円）となりました。

#### ( 直営店サービス事業 )

リラクゼーションサロン事業は、全て首都圏と関西圏での店舗展開のため、緊急事態宣言発出等を受け、ほぼ全店舗が時短営業となり、多くの店舗で一部休業となりました。休業等で客数は伸び悩みましたが、ロングコースの需要が伸び、施術単価のアップにつながりました。またオンライン予約システムの稼働率も上昇した結果、当四半期売上高は、前年同期が緊急事態宣言により4～5月にほぼ全店が一時休業し売上高が急減したことの反動もあり、前年同期比168.6%増となりました。

一方カーブス事業は全店舗が営業を継続しました。前期はコロナ禍で会員数が減少したため、今期は会員数の増加に注力すると共に、退会者の抑制に努めています。本年4月からフランチャイザーであるカーブスジャパンの企画によるテレビコマercialの放映に加え、既存会員に対するきめ細かいサポート強化等により会員数は期初比で約480名の純増となり、売上高は、前年同期がやはり緊急事態宣言により5月末まで全店休業したことから前年同期比73.1%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は2億69百万円（前年同期比105.2%）、営業利益17百万円（前年同期営業損失26百万円）となりました。

#### ( 卸販売事業 )

個人オーナー店舗向け卸売上は、前年4～5月が約3割の店舗が休業したのに比して微増に留まりました。一方大手量販店向け卸売上は、ボディケア商品を中心としたセルフ型販売の「リラックスタイム」が着実に伸長したため、両部門売上合計では前年同期比15.9%増となりました。また中国越境EC売上は、先行きは不透明ながら現状では若干持ち直しの傾向がみられ、前年同期比66.4%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は3億30百万円（前年同期比20.8%増）、営業損失は17百万円（前年同期は営業損失49百万円）となりました。

以上の結果、当第1四半期売上高は25億11百万円（前年同期比20.5%増）となりました。また全面的な経費の削減にも努めましたが、休業期間中のスタッフ人件費及び店舗家賃相当額の特別損失計上額が前年同期より大きく減少したこともあり、営業損失は1億4百万円（前年同期は営業損失1億3百万円）と損失額は前年同期とほぼ同水準となりました。四半期純損失は、特別損失計上額が大幅に減少したことから1億20百万円（前年同期は純損失2億77百万円）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動  
該当事項はありません。

**3【経営上の重要な契約等】**

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

##### (6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である2021年3月31日の株主名簿により記載しております。

###### 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,700,900	47,009	同上
単元未満株式	普通株式 1,663	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,009	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式92株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	500	-	500	0.0
計	-	500	-	500	0.0

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.06%
売上高基準	- %
利益基準	- %
利益剰余金基準	- %

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,081,066	3,158,498
売掛金	833,059	956,032
商品及び製品	1,448,448	1,739,422
その他	1,841	18,459
貸倒引当金	1,633	1,623
流動資産合計	5,362,783	5,870,788
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	349,721	346,348
工具、器具及び備品(純額)	5,245	4,720
土地	1,369,668	1,369,668
リース資産(純額)	101,795	90,046
有形固定資産合計	1,826,430	1,810,784
無形固定資産	157,654	139,961
投資その他の資産		
差入保証金	568,015	567,885
その他	1,236,508	1,194,055
投資その他の資産合計	1,804,523	1,761,941
固定資産合計	3,788,608	3,712,687
資産合計	9,151,391	9,583,475
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	190,585	321,355
電子記録債務	261,152	680,071
短期借入金	600,000	600,000
1年内返済予定の長期借入金	200,000	200,000
未払法人税等	66,627	32,071
賞与引当金	175,960	256,833
その他	650,684	696,860
流動負債合計	2,145,010	2,787,192
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
退職給付引当金	1,104,760	1,113,816
役員退職慰労引当金	86,234	88,844
資産除去債務	11,888	11,902
その他	159,419	121,053
固定負債合計	1,662,302	1,635,616
負債合計	3,807,312	4,422,808
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	3,995,938	3,808,750
自己株式	655	655
株主資本合計	6,212,186	6,024,999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	102,825	106,601
土地再評価差額金	970,933	970,933
評価・換算差額等合計	868,108	864,332
純資産合計	5,344,078	5,160,667
負債純資産合計	9,151,391	9,583,475



## (2)【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	2,084,551	2,511,077
売上原価	623,972	733,522
売上総利益	1,460,579	1,777,554
販売費及び一般管理費	1,563,594	1,881,897
営業損失( )	103,015	104,342
営業外収益		
受取利息	353	342
受取配当金	1,156	932
不動産賃貸料	190	190
受取給付金	2,000	-
受取助成金	-	550
その他	3,021	646
営業外収益合計	6,721	2,661
営業外費用		
支払利息	2,794	2,776
不動産賃貸原価	113	109
その他	-	191
営業外費用合計	2,908	3,078
経常損失( )	99,202	104,759
特別損失		
投資有価証券評価損	6,245	-
減損損失	488	-
臨時休業による損失	264,055	37,624
特別損失合計	270,789	37,624
税引前四半期純損失( )	369,991	142,383
法人税、住民税及び事業税	20,177	20,642
法人税等調整額	112,977	42,518
法人税等合計	92,800	21,875
四半期純損失( )	277,191	120,508

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社が運営するポイントプログラムについては、顧客との契約において付与された重要な追加の財を取得するオプションであるため、将来の財又はサービスが移転する時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は12,921千円減少し、売上原価は2,039千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ10,882千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は19,654千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関し、当社では厳重な対策を実施した上での事業活動を継続しております。

前事業年度の有価証券報告書に記載した重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

臨時休業による損失

臨時休業による損失の主な内訳は、臨時休業中の店舗で発生した店舗スタッフ人件費、店舗家賃、減価償却費等の固定費を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	41,996千円	33,338千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	70,537	15.00	2020年3月31日	2020年6月8日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	47,024	10.00	2021年3月31日	2021年6月7日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,679,737	131,404	273,408	2,084,551
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	1,679,737	131,404	273,408	2,084,551
セグメント損失( )	26,977	26,058	49,979	103,015

(注)セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,911,060	269,615	330,400	2,511,077
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	1,911,060	269,615	330,400	2,511,077
セグメント利益又は損失( )	104,214	17,104	17,233	104,342

(注)セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)  
該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至2021年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	直営店販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	
商品(PBブランド)				
直営店	1,677,393	-	-	1,677,393
ネット通販	215,272	-	-	215,272
卸売	-	-	329,570	329,570
その他	18,394	-	830	19,225
サービス				
リラクゼーションサロン	-	118,675	-	118,675
フィットネス(カーブス)	-	150,940	-	150,940
顧客との契約から生じる収益	1,911,060	269,615	330,400	2,511,077
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,911,060	269,615	330,400	2,511,077

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失( )	58円95銭	25円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	277,191	120,508
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	277,191	120,508
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,702	4,702

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【その他】

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・47百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・2021年6月7日

(注) 2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月12日

株式会社 ハウス オブ ローゼ  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスオブローゼの2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスオブローゼの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事

項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。